

## 各実施方式における新たな用地の必要性について

### 1 自校方式

#### (1) 用地

給食室を中学校敷地内に建設するため、新たな用地は必要ない。

\* 調査業務委託では、給食室設置候補場所を原則 2 箇所以上（不可能な場合に限り 1 箇所）設定することを前提条件とした。

【参考①】本市及び他都市の自校方式整備事例

学校名	児童生徒数	給食室面積	備考
諏訪小学校	368 人	296.36 m <sup>2</sup>	平成 24 年 校舎内
A 市中学校	492 人	296.55 m <sup>2</sup>	平成 27 年 校舎外
B 市小学校	962 人	495.83 m <sup>2</sup>	平成 25 年 校舎外
C 市中学校	583 人	758.96 m <sup>2</sup>	平成 26 年 校舎外

### 2 センター方式

#### (1) 用地

給食センターを建設するため、新たな用地が必要となる。

\* 調査業務委託では、市内に 1 箇所及び 2 箇所のセンターを設置する場合について設定、試算等を行い、設置を想定する地域については、教育委員会が別途指定することを前提条件とした。

\* 本市における最大提供食数は約 11,000 食程度を想定している。

【参考②】他都市の給食センター整備事例

センター名	最大食数	敷地面積	延床面積	備考
D 市学校給食センター	13,000 食	約 13,177 m <sup>2</sup>	約 6,718 m <sup>2</sup>	平成 26 年開業
E 市学校給食センター	12,000 食	約 13,000 m <sup>2</sup>	約 6,002 m <sup>2</sup>	平成 29 年開業予定
F 市学校給食センター	8,500 食	約 6,800 m <sup>2</sup>	約 3,322 m <sup>2</sup>	平成 22 年開業
G 市学校給食センター	6,000 食	約 2,757 m <sup>2</sup>	約 4,216 m <sup>2</sup>	平成 29 年開業予定
H 市学校給食センター	4,500 食	約 3,883 m <sup>2</sup>	約 2,195 m <sup>2</sup>	平成 21 年開業

#### (2) 用途地域に関する課題

- ・ 給食センターは建築基準法上「工場」扱いとなり、原動機を使用し 150 m<sup>2</sup>を超える場合は、工業・準工業用途の土地にしか建築できない。
- ・ ただし、他の用途地域でも、周辺の環境を害するおそれのない計画とし、建築基準法第 48 条ただし書の規定による許可を得ることができれば、建設の可能性もあり得る。

【参考③】未利用地（5,000 m<sup>2</sup>以上・市内）

施設名	用地面積	用途地域	所管課
旧上の台中学校	9,522 m <sup>2</sup>	第1種中高層住居専用地域	財政部資産経営課
旧平作小学校	14,987 m <sup>2</sup>	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	教育委員会事務局 教育総務部学校管理課

\*旧光洋小学校は現在売却公募中のため除外

### 3 親子方式

#### (1) 用地

小学校の給食室を改修または増築するため、新たな用地は必要ない。

\*調査業務委託では、小学校の給食室は増床を伴わない範囲で改修及び機器の増設等を行い、提供可能食数を向上させることを前提条件とした。

※中学校完全給食実施等検討特別委員会で、増築についても調査すべきものとの指摘を受けたため、追加調査等を検討する。

【参考④】他都市の親子方式整備事例

学校名	児童生徒数	給食室面積	備考
I市小学校	900人	258.00 m <sup>2</sup>	小学校で中学校分も調理
J市小学校	1,053人	1,110.31 m <sup>2</sup>	センター方式から移行 小学校で他小学校分調理
K市中学校	1,118人	532.00 m <sup>2</sup>	中学校で他2中学校分調理

#### (2) 用途地域に関する課題

- ・調理した給食を他校へ運搬する場合、給食室は、建築基準法上「工場」扱いとなるため、原則として現在小学校がある用途地域では実施できない場合が多い。また、敷地割りが困難な場合もある。
- ・ただし、周辺の環境を害するおそれのない計画とし、建築基準法第48条ただし書の規定による許可を得ることができれば、実施の可能性もあり得る。